

町議選への立候補がしやすくなりました

立候補者の費用負担が軽減となりました

(令和5年4月23日 町議会議員選挙 投票日)

《公職選挙法の一部改正》(令和2年2月12日施行)

【改正内容】

- (1) 選挙運動用自動車の使用 _____
公費負担 上限額 36,300円まで
- (2) 選挙運動用ビラの作成(1,600枚) _____
公費負担 上限額 12,368円まで
- (3) 選挙運動用ポスターの作成(30枚) _____
公費負担 上限額 121,680円まで
- (4) 供託金制度の導入 _____

立候補者は供託金15万円が必要

但し、法定得票数を下回った場合は、供託金は没収されます。

供託金没収基準 = 「有効得票数 / 定員数 (12人 × 1/10)」

例 : 6500票 / 12人 × 0.1 = 54.2票



(出初式 分列行進)



(出初式 パレード)

全員協議会を開催

新年早々の1月4日午前10時から開催しました。

【主な協議事項】

- ・物価高騰による社会福祉事業者支援事業。
 - ・地域おこし協力隊の募集
 - ・電子申請による証明書交付サービスの開始。
 - ・坂町公共施設予約システムの運用開始。
- などの説明を受け、協議しました。

おとがき



今年も1カ月が過ぎ、4月には町議選です。一昨年8月町民の皆様へ、「議会アンケート」を行い、「議会への関心が低い」という意見が多くありました。

その結果により、①議会の広報不足 ②議会の公聴不足があるので、その対応・改善点を協議し、今回の議会日より臨時号の発行となりました。

「議会だより さか」は

坂町議会

検索

でもご覧になれます

発行 / 〒731-4393 広島県坂町議会 (TEL : 082-820-1514) (FAX : 082-820-1530)
編集 / 議会広報調査特別委員会 E-mail / gikai@town.saka.lg.jp 印刷 / 株式会社ヤマワキ